

第2次あま市障がい者計画
第5期あま市障がい福祉計画
第1期あま市障がい児福祉計画

概 要 版
(案)

イラスト

平成30年3月

あ ま 市

1 計画の策定にあたって

計画策定の趣旨

あま市障がい者計画及びあま市障がい福祉計画は、「障害者基本法第 11 条第 3 項」に基づき障がい者施策の基本方向を総合的、体系的に定める「障がい者計画」と、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）第 88 条」に基づき障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保について定める「障がい福祉計画」の 2 つの計画からなっています。

また、今般の児童福祉法の一部改正により、市町村は基本指針に即して障がい児福祉計画を定めるものとされています（第 33 条の 20）。障がい児福祉計画は、障害者総合支援法第 88 条に規定する「障がい福祉計画」と一体のものとして作成することができることになっており、本市でも「障がい児福祉計画」を一体的に作成するものとします。

◆あま市障がい児福祉計画

あま市障がい児福祉計画は、児童福祉法第 33 条の 20（平成 30 年 4 月 1 日施行）を根拠として、障がい児の健やかな育成のための発達支援に向けたサービス提供体制の計画的な構築を目的として策定するものです。

計画の期間

あま市障がい者計画は、平成 30 年度から平成 35 年度までの 6 年間とします。

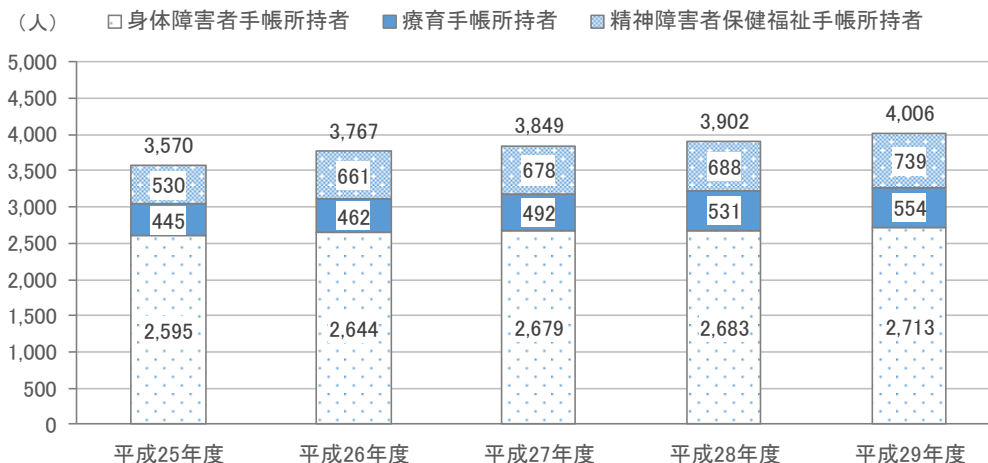
あま市障がい福祉計画及びあま市障がい児福祉計画は、平成 30 年度から平成 32 年度までの 3 年間とします。

また、計画期間中に大幅な制度改正や社会情勢の変化があった場合には、必要に応じて本計画内容の見直しを行うこととします。

障がいのある人の現状

障害者手帳所持者数は平成 29 年度現在 4,006 人となっています。平成 25 年度からの推移をみると、436 人増加しています。手帳所持者別の推移をみると、全ての手帳所持者数が増加しています。

■各種障害者手帳所持者数の推移（各年度 4 月 1 日現在）



資料：社会福祉課

2 計画の基本理念と施策の展開

基本理念

前計画で掲げた「ともにあゆむ自立支援社会の構築」の目標を十分踏まえた上で、「障がいのある人もない人も、お互いに尊重し、支えあう共生社会の実現」を本計画の基本理念とします。この基本理念に基づいて、3つの基本的な方針を定め、各分野の施策を展開していきます。

障がいのある人もない人も、
お互いに尊重し、
支えあう共生社会の実現

イラスト

基本的な方針と基本目標

1 お互いに人格と個性を尊重しあえる基盤づくり

障がい者の地域でのノーマライゼーションを推進するためには、障がいについて、啓発活動の充実を図り、市民の理解を深めることが重要です。そのため、啓発や理解促進、差別の解消・権利擁護、情報・コミュニケーション支援の充実等の各種施策・事業を推進していきます。

(1) 相互理解と交流の促進

- ① 広報啓発活動の推進
- ② 人権を尊重する教育・福祉への関心を高める教育の実践

(2) 差別の解消及び権利擁護の推進

- ① 障がいを理由とする差別の解消の推進
- ② 障がい者の虐待防止体制の充実・強化
- ③ 成年後見制度等の利用促進
- ④ 日常生活自立支援事業の利用促進
- ⑤ 権利擁護相談の充実

(3) 情報・コミュニケーション支援の充実

- ① わかりやすい広報・市公式ウェブサイトの提供
- ② 障がい特性に応じたコミュニケーション支援の充実
- ③ 市民ボランティア活動の支援
- ④ きめ細かな情報の提供

2 生活支援と地域共生の基盤づくり

障がいのある人もない人も共に学び、生活し、様々な活動等を当たり前に行う共生社会を目指し、相談支援、生活支援、就労支援、療育・保育・教育、社会参加の支援等の各種施策・事業を推進していきます。

(1) 相談支援の充実

- ①相談窓口体制の充実
- ②海部東部障害者総合支援協議会の機能の強化

(2) 生活支援の充実

- ①利用者の視点に立った障害福祉サービス提供体制の整備
- ②地域生活移行の支援
- ③日中活動の場の充実
- ④介護保険サービスとの連携強化
- ⑤サービス事業者の質の向上
- ⑥各種手当等制度の周知と継続
- ⑦医療費の助成・給付

(3) 就労支援の充実

- ①情報提供・相談機能の強化
- ②就労の促進支援・定着支援
- ③福祉的就労の充実
- ④職場での障がい者理解の促進

(4) 療育・保育・教育の推進

- ①早期発見・早期療育に向けた保健事業の充実
- ②発達支援
- ③統合保育の推進
- ④共に学び、共に育む教育の推進

(5) 社会参加への支援

- ①障がい者の社会生活力の向上に向けた外出の支援
- ②社会参加への支援の充実

3 安心・安全の基盤づくり

障がい者が住み慣れた地域で安心して暮らせるように、地域で支える基盤づくりが重要となります。そのため、グループホーム等生活環境、保健・医療、地域ぐるみの支援体制、防災・防犯体制等の各種施策・事業を推進していきます。

(1) 生活環境の整備充実

- ①福祉のまちづくり
- ②グループホームの整備の支援
- ③住宅改修の促進

(2) 保健・医療の推進

- ①健康管理への支援
- ②生活習慣病予防対策の推進
- ③地域医療機関との連携強化

(3) 地域ぐるみの福祉の推進

- ①多様な福祉人材の養成
- ②各種ボランティア講座の開設
- ③地域の支援者のネットワークの構築

(4) 防災・防犯の推進

- ①防災意識の高揚
- ②指定避難所に関する情報提供
- ③避難行動要支援者対策の推進
- ④防犯意識の高揚

3 数値目標及び見込量

障がい福祉計画の数値目標及び見込量

施設に入所する障がい者の地域生活への移行、福祉施設利用者の一般就労への移行等を進めるため、平成 32 年度末を目標年度とし、国の基本指針を参考に本市の実情を踏まえた数値目標を設定し、障がい者の自立に向けた地域移行を進めていきます。

(1) 福祉施設入所者の地域生活への移行

平成 32 年度末までに、平成 28 年度末時点の施設入所者数の約 3.8%、2 名削減し、また、平成 28 年度末時点の施設入所者数の約 9.6%、5 名が地域生活へ移行することを目標とします。

(2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

平成 32 年度末までに、圏域で専門部会等、保健、医療、福祉関係者による協議の場を設置していきます。

(3) 地域生活支援拠点等の整備

圏域での調整を踏まえて、整備を検討していきます。

(4) 福祉施設から一般就労への移行等

①福祉施設から一般就労への移行

平成 28 年度の 1 年間に福祉施設利用者のうち就労移行支援事業等を通じて一般就労した者の数に対して、平成 32 年度では 1.5 倍の 9 人を目標とします。

②就労移行支援事業の利用者数

平成 28 年度末の利用者数の 2 割以上増加を見込み、平成 32 年度末の就労移行支援事業の利用者数は 17 人とします。ただし、本計画策定時点で、本市内において就労移行支援事業所が存在しないため、事業所ごとの就労移行率の目標は設定しません。

③就労定着支援

就労移行支援等の利用を経て一般就労へ移行した障がい者に、相談を通じて生活面の課題を把握し、企業や関係機関等との連絡調整やそれに伴う課題解決に向けて必要となる支援を行うサービスです。新たな制度となりますので、対象者への周知と利用促進を図ります。

平成 31 年度と平成 32 年度の就労定着率の目標をそれぞれ 80%とします。

(1) 福祉施設入所の地域生活への移行 平成 28 年度末入所者数 52 人	➡	平成 32 年度末 施設入所者数 50 人 (3.8%減少) 地域生活移行者数 5 人 (9.6%が移行)
(2) 精神障がいにも対応した 地域包括ケアシステムの構築	➡	平成 32 年度末までに圏域で 1 箇所整備
(3) 地域生活支援拠点等の整備	➡	圏域で 1 箇所整備
(4) ①福祉施設から一般就労への移行 平成 28 年度の一般就労移行者数 6 人	➡	平成 32 年度の一般就労移行者数 9 人
②就労移行支援事業の利用者数 平成 28 年度末の就労移行支援事業の 利用者数 14 人	➡	平成 32 年度末の就労移行支援事業 の利用者数 17 人
③就労定着支援	➡	平成 31 年度の就労定着率 80% 平成 32 年度の就労定着率 80%

自立支援給付の見込量

(1か月あたり)

サービス名		平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
訪問系サービス	居宅介護 重度訪問介護	100 人	105 人	110 人
	同行援護 行動援護 重度障害者等包括支援	1,689 時間	1,773 時間	1,858 時間
日中活動系サービス	生活介護	155 人	160 人	165 人
		2,518 人日	2,612 人日	2,707 人日
	自立訓練（機能訓練）	2 人	2 人	3 人
		30 人日	35 人日	40 人日
	自立訓練（生活訓練）	5 人	6 人	6 人
		50 人日	55 人日	60 人日
	就労移行支援	16 人	18 人	20 人
		260 人日	270 人日	280 人日
	就労継続支援（A型）	110 人	115 人	120 人
		2,082 人日	2,181 人日	2,280 人日
	就労継続支援（B型）	125 人	130 人	135 人
		2,194 人日	2,281 人日	2,369 人日
	就労定着支援※	1 人日	1 人日	1 人日
療養介護	5 人	5 人	5 人	
短期入所（福祉型）	60 人	65 人	70 人	
	271 人日	293 人日	316 人日	
短期入所（医療型）	10 人	11 人	11 人	
	26 人日	27 人日	28 人日	
居住系サービス	自立生活援助※	1 人	2 人	3 人
	共同生活援助（グループホーム）	55 人	57 人	59 人
	施設入所支援	51 人	51 人	50 人
相談支援	計画相談支援	75 人	80 人	85 人
	地域移行支援	1 人	1 人	1 人
	地域定着支援	1 人	1 人	1 人

※自立生活援助（障害者総合支援法の改正により、平成30年4月より創設）…入所施設やグループホームを利用していた障がい者で一人暮らしを希望する方に、定期的な巡回訪問や随時の通報受付により、必要な情報の提供及び助言その他の援助を行うサービスです。



地域生活支援事業の見込量

(年間 ※例外除く)

サービス名		平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	
必須事業	理解促進研修・啓発事業	未実施	未実施	未実施	
	自発的活動支援事業	未実施	未実施	未実施	
	相談支援事業	障害者相談支援事業	4 か所	4 か所	4 か所
		障害者総合支援協議会	実施	実施	実施
		基幹相談支援センター	未実施	未実施	未実施
		基幹相談支援センター等機能強化事業	未実施	未実施	未実施
		住宅入居等支援事業	未実施	未実施	未実施
	成年後見制度利用支援事業	実施	実施	実施	
	成年後見制度法人後見支援事業	未実施	未実施	未実施	
	意思疎通支援事業	手話通訳者・要約筆記者派遣事業	85 件	90 件	95 件
		手話通訳者設置事業	実施	実施	実施
		手話奉仕員養成研修事業	実施	実施	実施
	日常生活用具給付事業	介護・訓練支援用具	7 件	8 件	9 件
		自立生活支援用具	15 件	16 件	17 件
		在宅療養等支援用具	30 件	32 件	34 件
		情報・意思疎通支援用具	7 件	7 件	8 件
		排せつ管理支援用具	2,050 件	2,130 件	2,210 件
		居宅生活動作補助用具（住宅改修費）	2 件	2 件	2 件
	移動支援事業	※1か月あたり	47 人	49 人	51 人
			402 時間	420 時間	436 時間
地域活動支援センター事業	※1か月あたり	60 人	64 人	67 人	
		702 日	754 日	800 日	
任意事業	訪問入浴サービス事業	※1か月あたり	5 人	6 人	6 人
			32 日	35 日	38 日
	日中一時支援事業	※1か月あたり	77 人	81 人	85 人
			440 日	452 日	465 日
	更生訓練費支給事業	※1か月あたり	4 人	5 人	5 人
			70 日	75 日	80 日
自動車改造費助成事業		8 件	9 件	9 件	
自動車運転免許証取得助成事業		1 人	1 人	1 人	

○理解促進研修・啓発事業、自発的活動支援事業については、引き続き海部東部障害者総合支援協議会において類似の事業を実施していきます。

○基幹相談支援センター、基幹相談支援センター等機能強化事業については海部圏域での設置を含めて、引き続き海部東部障害者総合支援協議会において協議していきます。

障がい児福祉計画の数値目標及び見込量

「児童発達支援センターの設置」や「医療的ケア児の適切な支援のための連携協議の場の設置」等に関する目標を設定して取り組みます。

(1) 児童発達支援センターの設置

平成32年度までに圏域も含めた児童発達支援センターの設置に向けて検討していきます。

(2) 保育所等訪問支援の利用体制の構築

市内事業所の保育所等訪問支援の実績があり、今後も利用体制の構築を進めていきます。

(3) 重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保 圏域で支援を受けられる体制づくりについて協議していきます。

(4) 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置

平成30年度末までに、市または圏域で医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場を設置していきます。

(5) 保育所・認定こども園・放課後児童クラブにおける障がい児の受け入れ目標

定量的な目標値を設定し、取り組んでいきます。

障がい児支援（児童福祉法に基づくサービス）の見込量

（1か月あたり）

サービス名	平成30年度	平成31年度	平成32年度
児童発達支援	60人	65人	70人
	485人日	522人日	562人日
放課後等デイサービス	220人	230人	240人
	2,193人日	2,295人日	2,395人日
保育所等訪問支援	2人	2人	2人
	3人日	3人日	3人日
医療型児童発達支援	3人	3人	3人
	32人日	33人日	35人日
居宅訪問型児童発達支援※	1人	2人	2人
	5人日	10人日	10人日
障害児相談支援	50人	60人	70人

※居宅訪問型児童発達支援（児童福祉法の改正により、平成30年4月より創設）…重症心身障がい児等、児童発達支援等の障害児通所給付を受けるために外出することが著しく困難な障がい児に、その居宅を訪問して発達支援を行うサービスです。

4 計画の達成状況の点検及び評価

(1) 計画の点検・評価の考え方

成果指標や活動指標について定期的に調査分析等を行い、障がい福祉計画及び障がい児福祉計画の中間評価を実施していきます。

(2) 点検及び評価体制

障がい者及びその家族、福祉、医療、教育等の関係機関で構成された、海部東部障害者総合支援協議会が中心となって、計画の進捗状況についての点検及び評価をする役割を担います。

(3) 点検及び評価結果の周知

広報及び市公式ウェブサイト等を通じて、広く市民に周知を図ります。

あま市障がい者計画及び障がい福祉計画等【概要版】

平成30年3月 あま市 福祉部 社会福祉課

〒490-1198 愛知県あま市基目寺二伴田76番地

TEL (052) 444-1001 (代) 444-3135 (ダイヤルイン)